

●固定資産現所有者申告書について

固定資産税及び都市計画税は、納税義務者(賦課期日(1月1日)に土地・家屋・償却資産の所有者など)に納めていただくものです。

土地・家屋を所有している者がお亡くなりになられ、不動産登記簿の名義変更がお済でない場合などは、この申告が必要となります。

なお、相続登記については、令和6年4月1日から義務化されます。

●申告が必要な方(次の条件を満たす方は、現所有者申告書の提出が必要です)

・土地・家屋の所有者が亡くなったことにより、現所有者となったこと。

・不動産登記簿の名義変更がお済みでないこと又は未登記の物件であること。

※「現所有者」とは、法定相続人や遺産分割・遺言などにより土地・家屋を所有することとなった方です。遺産分割がお済みでない場合は、法定相続人全員が現所有者となります。

法定相続人については、裏面(次頁)「●法定相続人の範囲と法定相続分について」を参照ください。

※申告の義務は現所有者全員(代表者及び共有所有者全員)にあります。代表者が共有所有者をまとめて申告できます。この場合、申告書に記載された共有所有者の方が別途申告する必要はありません。

●申告の期限

・現所有者であることを知ってから、3カ月以内。

●注意点など

・不動産登記簿の名義を変更された場合、この現所有者申告は必要ありません。

・この申告では、不動産登記簿の名義は変更されません。相続登記などについては所管の法務局(橋本市内の土地・家屋の場合は和歌山地方法務局橋本支局)へご相談ください。

・この申告に基づき、新たな納税義務者を認定します。納税義務者のうち代表者の方へ納税通知書と納付書(又は口座振替のお知らせ)をお送りします。代表者以外の共有者には納税通知書のみを送付します。

共有の土地・家屋に課される固定資産税・都市計画税は、共有者全員が連帯して納税する義務を負います。

・この申告をした後に変更があった場合は、固定資産現所有者(変更)届出書にて、届出してください。

・相続放棄などにより現所有者とならない方は、この申告は不要です。ただ、法定相続人全員が相続放棄した場合でこの申告をする者がいない場合などは、お手数ですが相続権がないことを証明するもの(相続放棄申述受理通知のコピーなど)をご提出いただけますようお願いいたします。

●申告の際に、添付いただきたいもの

このうち有るものを添付お願いします。

・法定相続情報一覧図(法務局で作成されたもの)

・被相続人の死亡が確認できる戸籍謄本又は住民票(本籍・筆頭者記載のもの)
(住所が橋本市内の方は、不要です)

・相続人代表者と被相続人の続柄の確認できる戸籍謄本
(住所が橋本市内の方で、お亡くなりになられた際に同一世帯の場合は不要です)

・遺産分割協議書

・遺言書(自筆証明遺言の場合は、検認済証明書または遺言書情報証明書を含む。)

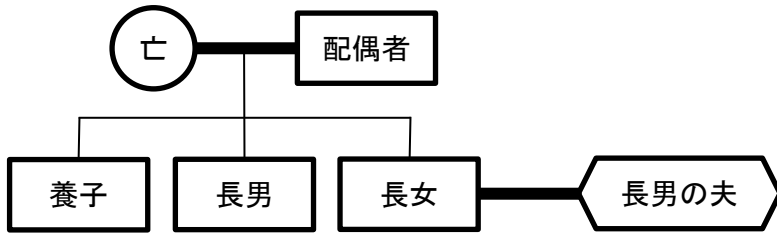
・【法定相続人が第2順位・第3順位の場合】先順位法定相続人がいないことが確認できる書類

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

●法定相続人の範囲と法定相続分について

※届出書の、相続人欄の記入の参考にしてください。

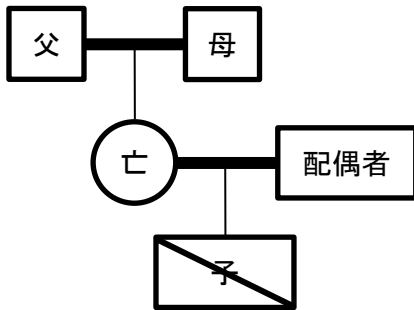
【1. 子がいる場合】 原則：配偶者 2分の1、子(全員で) 2分の1



相続人の範囲	法定相続分
配偶者	2分の1
養子	6分の1
長男	6分の1
長女	6分の1

- ①配偶者は常に相続人になります。配偶者がいない場合、子だけに相続権があります。
 ※結婚して嫁いだ子にも、相続権はあります。
 ※被相続人と養子縁組した養子には、実子と同じ相続権があります。また、養子にいった子(特別養子縁組の場合は除く)にも実親の相続権があります。
 ※子の配偶者には、相続権はありません。
- ②子が死亡していて、子の子(被相続人の孫)がいる場合、その孫が子の相続分を相続します(代襲相続)。
 さらに、孫が死亡していてひ孫がいれば、ひ孫が代襲相続します。
 ※直系卑属の相続の場合、代襲相続はどこまでも行われます。

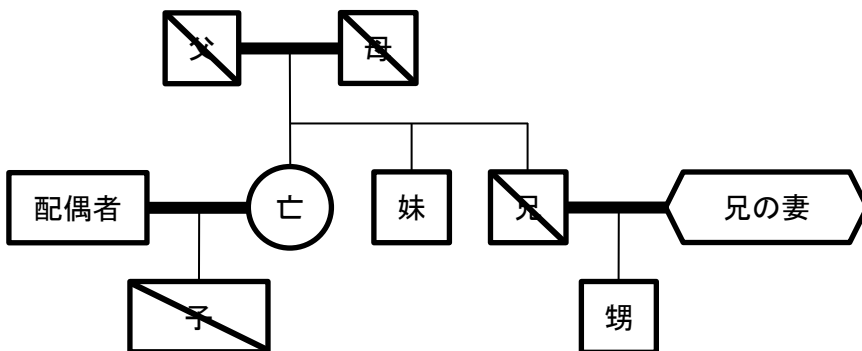
【2. 子がない場合】 原則：配偶者 3分の2、直系尊属(全員で) 3分の1



相続人の範囲	法定相続分
配偶者	3分の2
父	6分の1
母	6分の1

- ①父母がどちらも死亡していて、祖父母がいる場合は、祖父母に相続権があります。
- ②父母、祖父母どちらもいる場合は、父母が優先されます。
 ※直系尊属の相続権は、親等の異なる者の間では、その近い者を先とします。

【3. 子ども親もない場合】 原則：配偶者 4分の3、兄弟姉妹(全員で) 4分の1



相続人の範囲	法定相続分
配偶者	4分の3
妹	8分の1
甥	8分の1

- 兄弟姉妹に既に死亡している人がいて、その子(甥・姪)がいる場合は、その子(甥・姪)が代襲相続します。
 ※兄弟姉妹の代襲相続は、甥・姪までです。
 ※兄弟姉妹の配偶者には、代襲相続権はありません。

その他

- ※相続の開始前に離婚した配偶者、離縁した養子には相続権はありません。
- ※遺言書、相続放棄・限定承認、遺産分割協議書のある場合は、上記の限りではありません。
- ※胎児や嫡出でない子も相続人になります。